

第5編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表されるもの。

(2) 気象警報等の発表基準

大阪管区気象台から一般及び水防活動の利用に供するために府下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は次のとおりである。

ア 注意報

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上にな ると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予 想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、 総雨量が50mm以上になると予想される場合 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上にな ると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあ ると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 である。 視程が陸上（気象台において）で100m以下、海上で500m以 下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具 体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が60%以下で、最小湿度40%以下 になると予想される場合
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場 合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上にな ると予想される場合 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10 以上、又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあ ると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あ り、気温が - 2 ~ + 2 になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	霜注意報 4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4 以下になると予想される場合
		低温注意報 低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が - 5 以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T・P）上1.5m以上になると予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
	浸水注意報	浸水注意報 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用気象注意報	大雨注意報 一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報 一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報 一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

イ 警 報

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が100mm以上になると予想される場合 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160mm以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130mm以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さは平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合
	地面現象警報	地面現象警報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮警報	高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上2.2m以上になると予想される場合
	波浪警報	波浪警報 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
	浸水警報	浸水警報 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が100mm以上と予想される場合 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160mm以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130mm以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

注) 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

地面現象及び浸水の注意報・警報は表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行われる。

水防活動の利用に適合する注意報・警報は一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行われ、水防活動用の用語は用いない。

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(3) 大和川洪水予報

大和川洪水予報は、気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所が共同して発表する。

種 類	発 表 の 基 準
大和川はん濫注意 情報（洪水注意報）	基準地点（柏原）の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれのあるとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）を超える洪水となることが予想される時。
大和川はん濫警戒 情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位がはん濫危険水位（危険水位）程度もしくははん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき。
大和川はん濫危険 情報	基準地点（柏原）の水位がはん濫危険水位に到達したとき。
大和川はん濫発生 情報	はん濫が発生したとき。

(4) 石川洪水予報、寝屋川流域洪水予報(恩智川、平野川)

石川、恩智川、平野川の洪水に関する予報は、「洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区气象台と大阪府が共同で行う。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

種類	発表の基準
はん濫注意情報(洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超える洪水となることが予想される場合
はん濫警戒情報(洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)程度もしくははん濫危険水位(危険水位)を超える洪水となることが予想される場合
はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

(5) 土砂災害警戒情報

府と大阪管区气象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区气象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、气象台と共同で土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び第15条の2)

発表基準

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

解除基準

土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と气象台の協議の上解除する。

土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

土壌雨量指数

气象台が解析している土中に溜まった雨量の推定値。土壌雨量指数は水量であるが、土砂災害の危険度を簡潔にあらわすため、過去10年間の土壌雨量指数の相対順位(履歴順位)で示される。

土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したもの

ではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(6) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条に基づき、近畿地方整備局又は知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を近畿地方整備局又は知事が発表するものをいい、当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事（八尾土木事務所長）から水防管理団体に通報されるもので、市長は直ちに関係部に通報する。

本市では、近畿地方整備局により大和川、石川（国管理区間）が指定され、知事により石川（府管理区間）、恩智川、平野川が指定されている。

【水防警報の種類と段階】

段階	種類	内容	発表時間
第1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	
第2	準備	水防資器材の整備点検、水門など開閉の準備、水防要員の招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量または水位より出す。	
第3	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので主として上流の雨量または水位より出す。	
第4	解除	水防活動の終了に関するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を下り水防の必要がないとき
適宜	水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位及び時刻など水防活動上必要とする水位状況を通知するもの。	最高水位及び上昇、下降を適宜通知

【水防警報発令の時期】

	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
河川名	大和川（柏原）	石川、恩智川、平野川
待機	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約4時間前	
準備	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき
出動	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約2時間前	はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、またはそのおそれがあるとき、あるいは、はん濫注意水位（警戒水位）を超えることが予想されるとき
解除	水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき	
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状態で、大雨（洪水）注意報が解除されたとき	

(7) 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は市長に伝達する。

火災気象通報の通報基準は次のとおりとする。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報しないこともある。

市長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて火災警報を発表する。

2 異常現象の発見及び通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

(2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(3) 市長は、異常現象の通報を受けた場合、必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

水 害		堤防の亀裂又は欠け、崩れ 堤防からの溢水 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	山鳴り 降雨時の水位の低下 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	地面のひび割れ 沢や井戸水の濁り 斜面からの水の吹きだし など
	がけ崩れ	わき水の濁り がけの亀裂 小石の落下 など
	山地災害	わき水の量の変化（増加又は枯渇） 山の斜面を水が走る など

3 気象予警報等に関する情報の収集

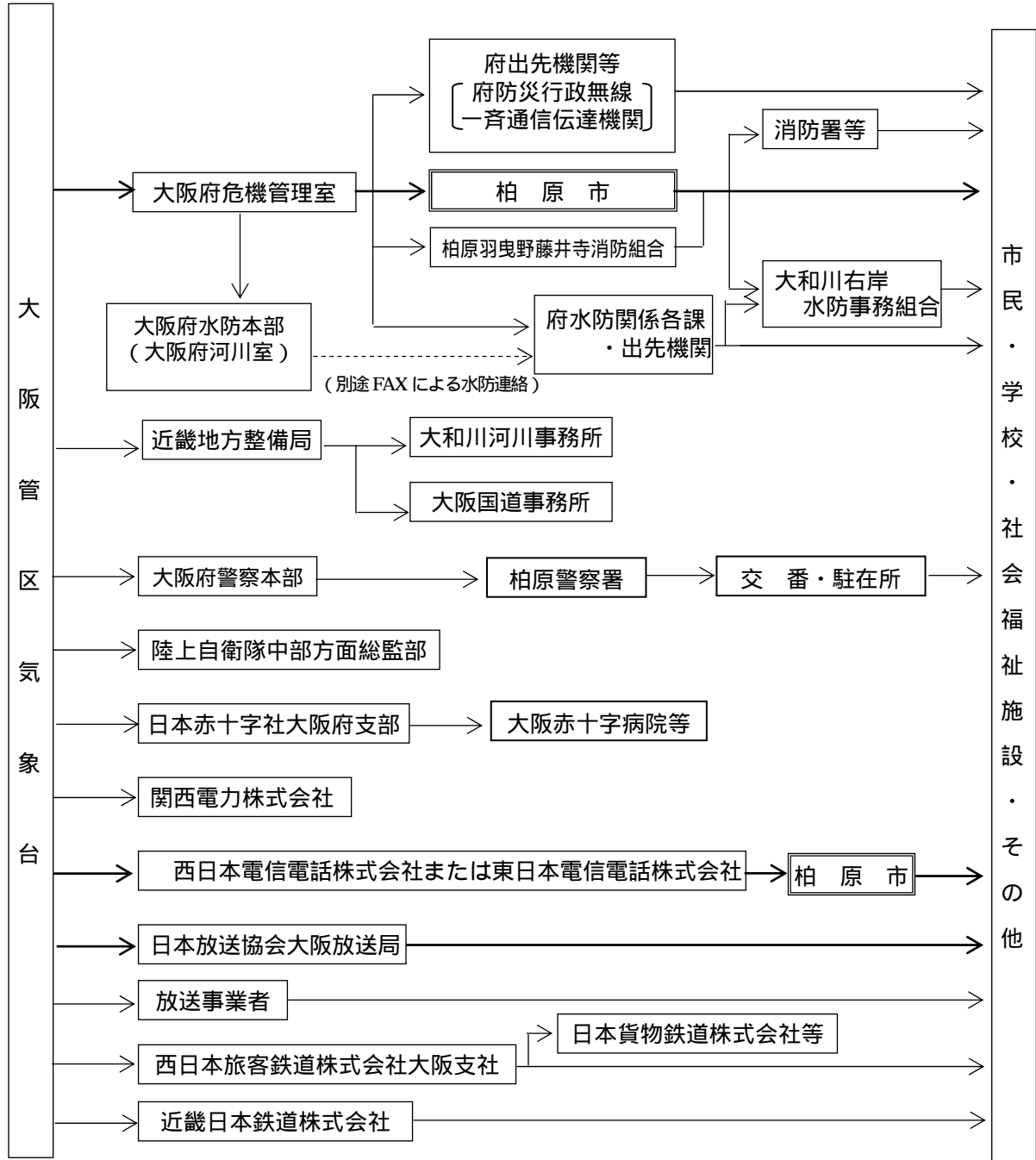
大阪府防災情報システム、防災情報提供システム、河川情報システム、FAX・電話等、関係機関との連携によって収集する。

第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、各関係機関からの伝達は、次のとおりである。

【気象予警報等の関係機関への伝達系統】

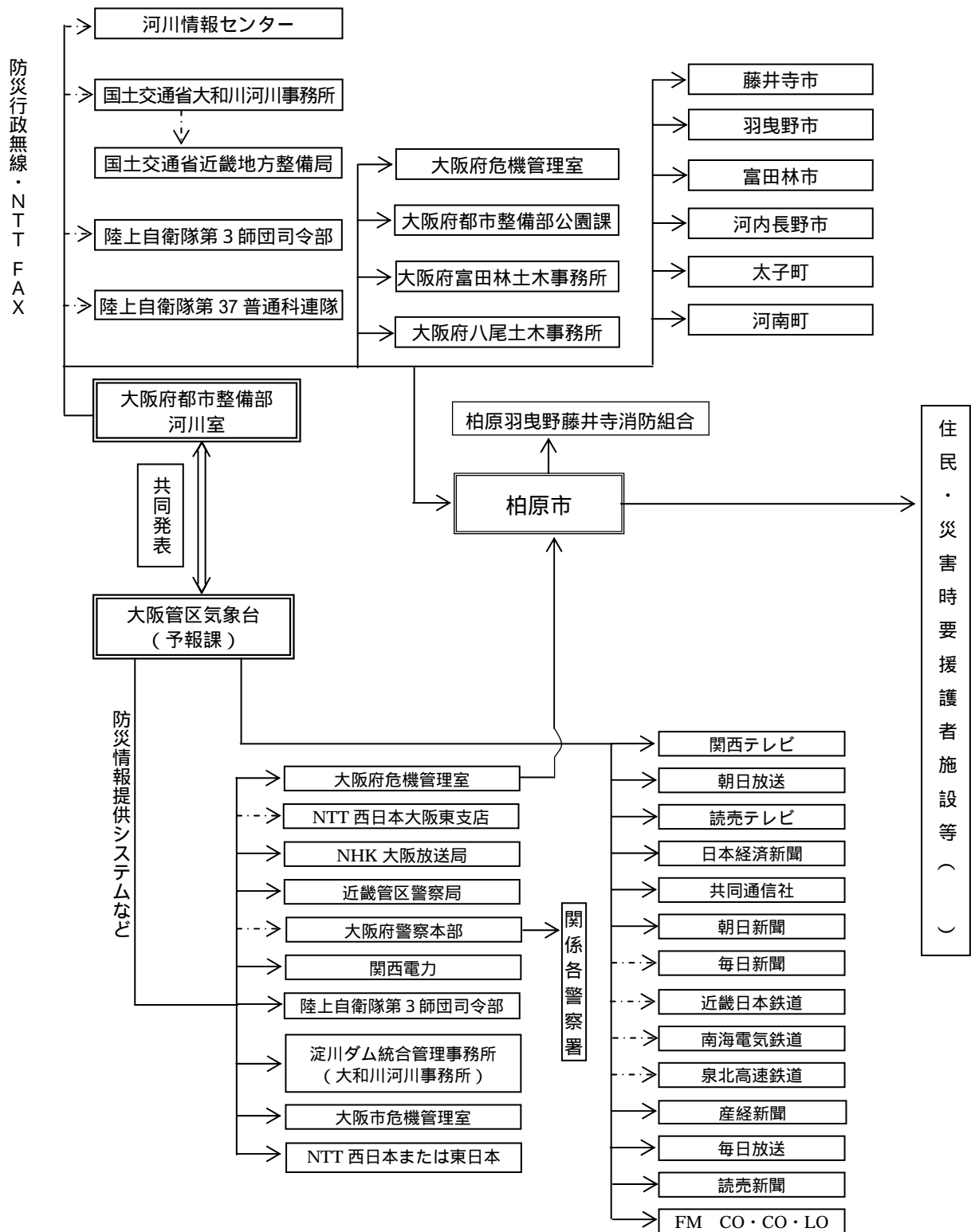


(注) 1 印は、警報の場合のみ

2 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。

3 太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。

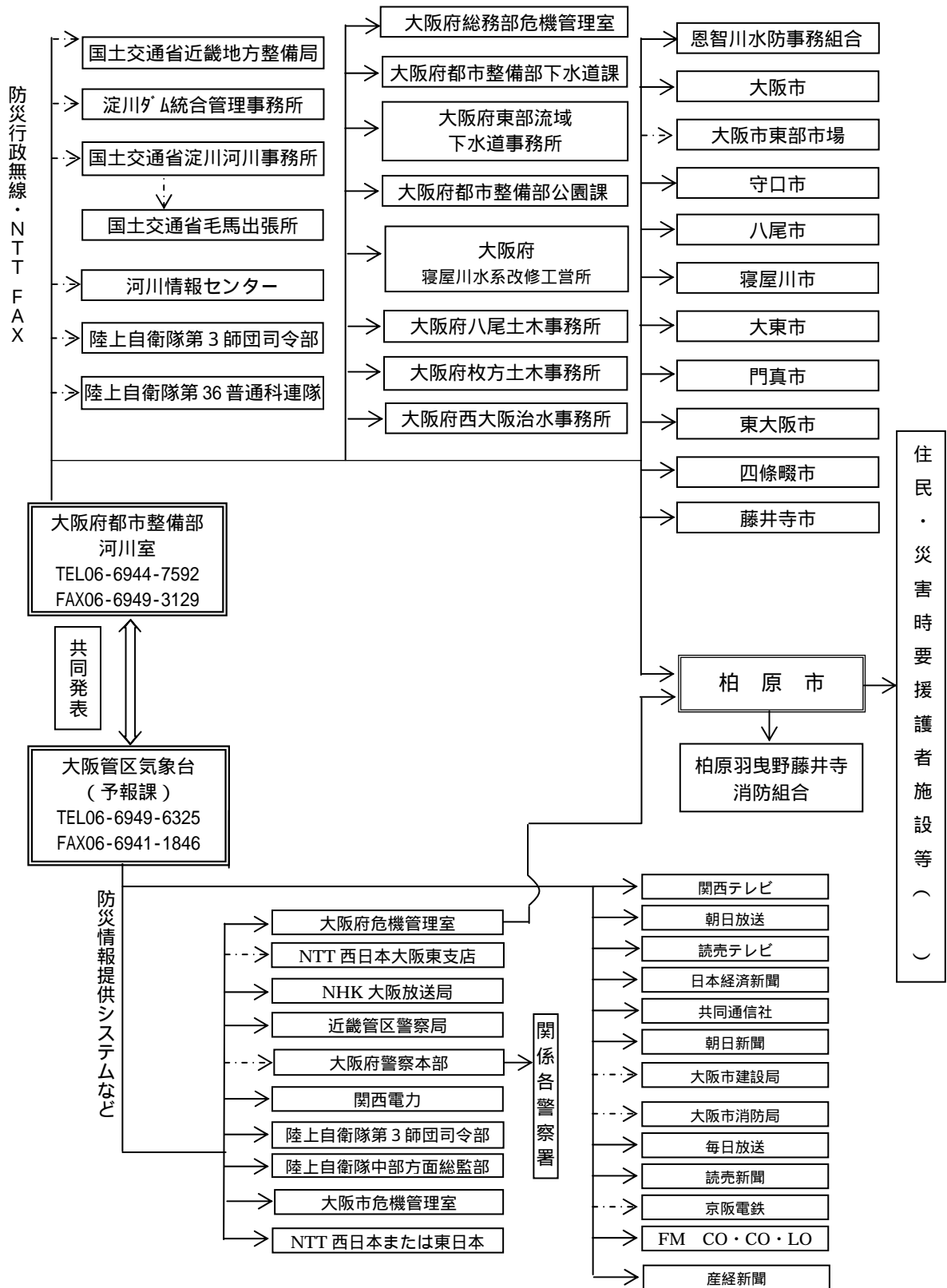
【石川洪水予報伝達系統】



浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

---> は専用回線外である。

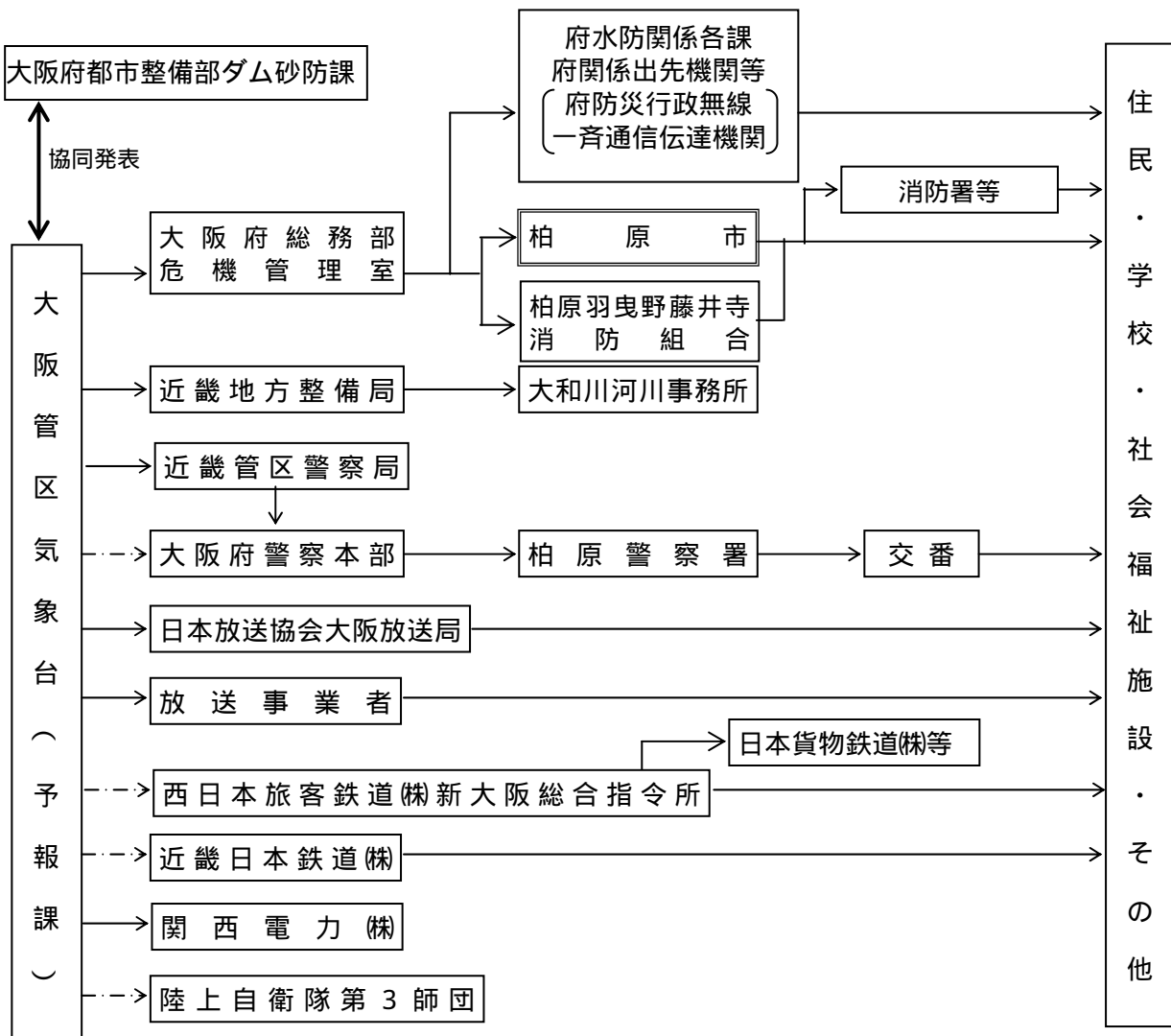
【寝屋川流域（恩智川・平野川）洪水予報伝達系統】



: 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

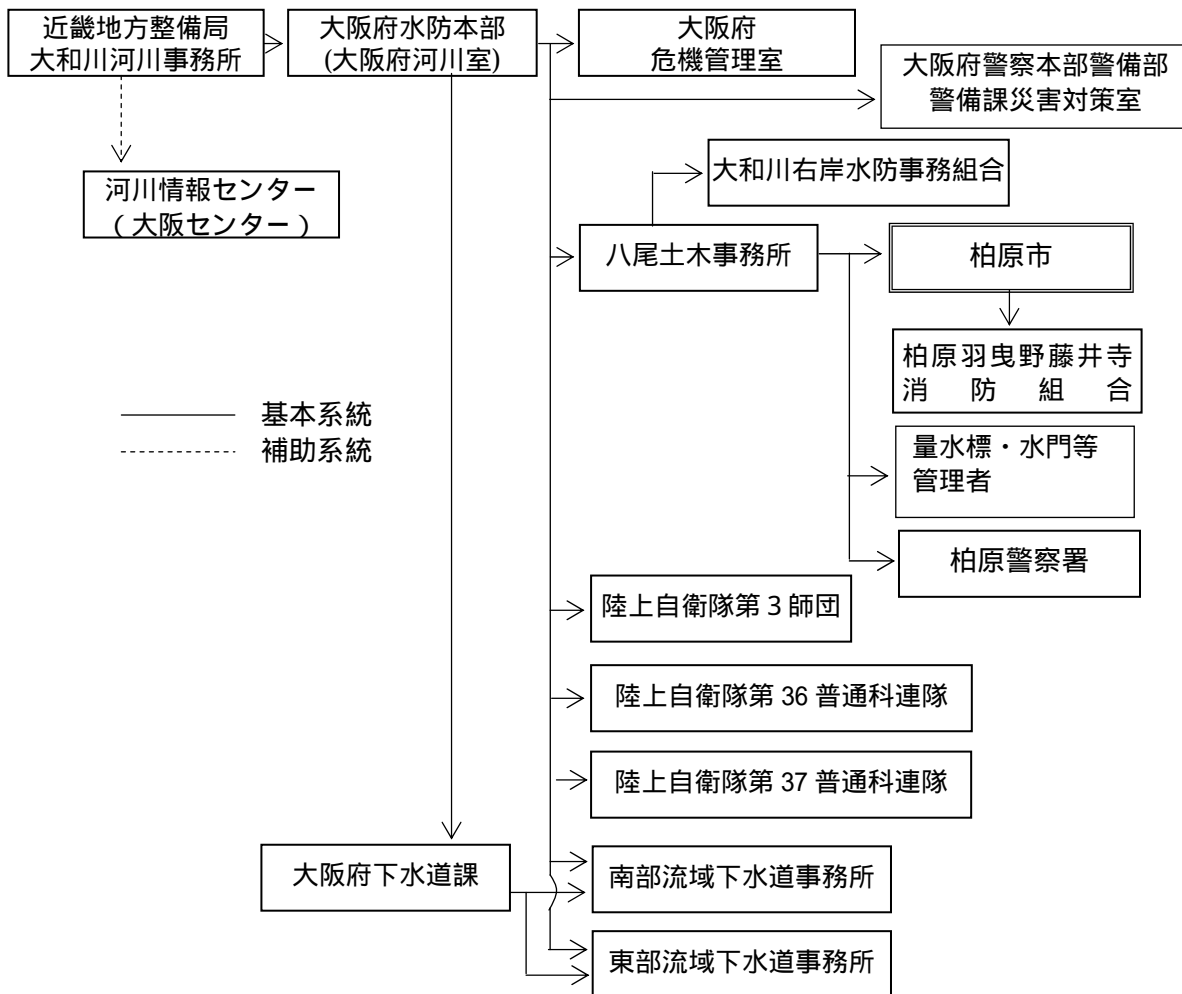
---> は専用回線外である。

【土砂災害警戒情報の伝達系統】

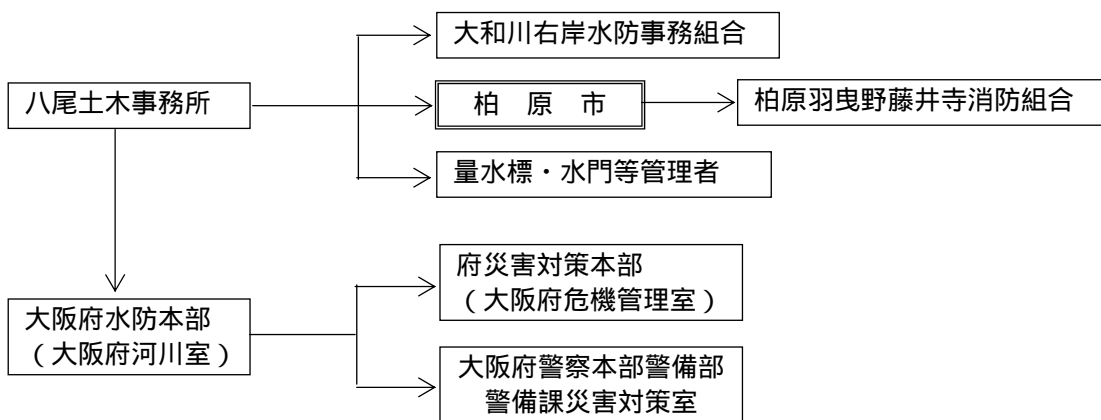


- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 大阪管区気象台からの伝達経路で -.-> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

【近畿地方整備局が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



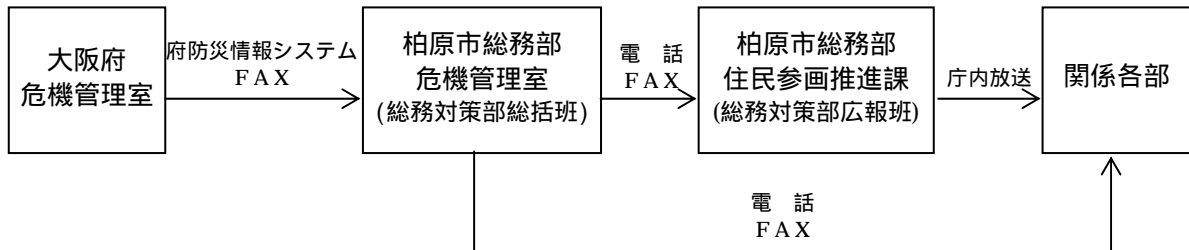
【知事が発表する水防警報伝達系統】



2 庁内の伝達系統

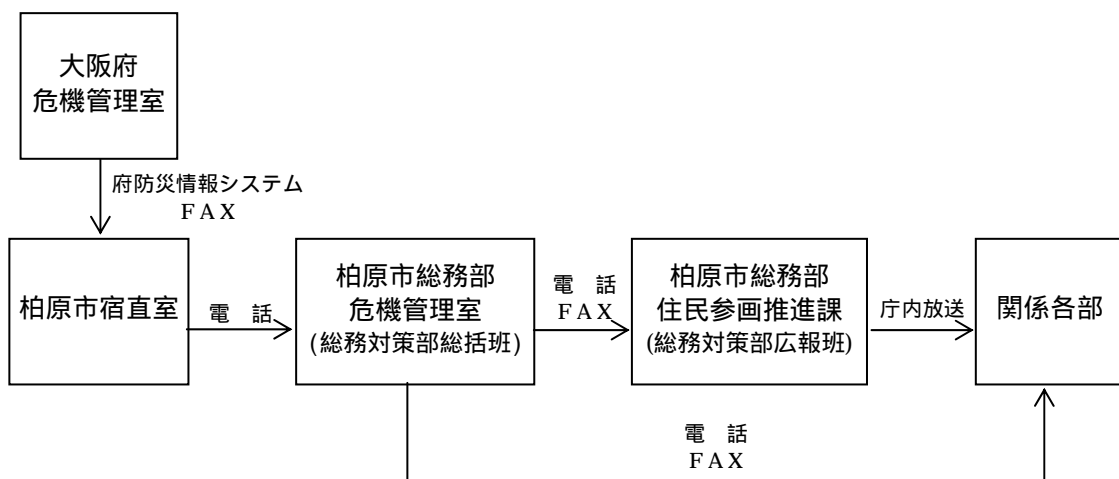
(1) 勤務時間内における連絡方法

警報が発表された場合の各部への連絡は、総務部危機管理室（災害対策本部及び警戒部体制下では、総務対策部総括班）が実施する。なお、庁内放送で行う場合は、総務部住民参画推進課（総務対策部広報班）が実施する。



(2) 勤務時間外における連絡方法

警報が発表された場合は、宿直室で受信し、総務部危機管理室に伝達する。危機管理室は関係各部へ、あらかじめ定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。



(3) 伝達情報

- ア 暴風、大雨、洪水の警報。ただし警報の解除、切替を含む。
- イ 火災警報
- ウ 水防警報
- エ 火災情報、突発性事故等
- オ その他重要なもの

第2節 組織動員

市は、市域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとする。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 大和川、恩智川又は平野川の洪水警報が発表された場合、又は市域の河川・ため池が警戒水位を突破した場合
- (2) 市域に相当規模以上の災害が発生した場合、又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生した場合
- (3) 市域に相当規模以上の災害の発生が予想され、その対策を要すると認められる場合
- (4) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 本部長が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職 名	構 成 員
本 部 長	市長
副本部長	副市長
本 部 員	教育長、水道事業管理者、災害対策本部体制下の各部長、副部長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (エ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (オ) 市民への避難準備情報、避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 事務局

事務局は総務対策部総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務対策部総括班は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館2階市長室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により市民文化会館等の市施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務対策部総括班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は市長があたり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、教育長、水道事業管理者の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第2 警戒部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を指揮者とする警戒部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって警戒活動及び応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 大雨、暴風、洪水のいずれかの警報が発表された場合
- (2) 市域に水防警報の第2段階以上が発表された場合
- (3) 降雨量・水位等の観測状況からみて災害発生のおそれがある場合
- (4) 局地的に軽微な災害が発生した場合
- (5) 市域に小規模の被害が発生し、災害の規模その他の状況に照らし、災害対策本部を設置するには至らないが、警戒部を設置することが必要であると認められた場合
- (6) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒部の組織

ア 警戒部の組織体制は、指揮者を総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令（事前配備、警戒配備、A号配備、B号配備）に応じて構成する。

イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

次の事項について実施するほか、災害対策本部の事務分掌による。

ア 気象情報、災害情報の収集及び伝達

イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒

ウ 被害情報の把握

エ 救助及び避難勧告等の対策

オ 水防活動

カ 関係機関との情報連絡及び調整

キ 防災資機材の点検

ク その他、必要と認める事項

(3) 警戒部会議

各対策部の部長、副部長で構成する警戒部会議を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 警戒部会議の構成

(ア) 総務部長、市長公室長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院長、教育部長、財務部長、市民生活部長、市民病院事務局長、その他市長が必要と認める者で構成する。

(イ) 必要に応じて市長、副市長、教育長、水道事業管理者が会議に出席する。

イ 協議事項

(ア) 災害応急対策に関すること。

(イ) 各対策部間調整事項に関すること。

(ウ) 動員・配備体制に関すること。

(エ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 会議の招集

総務部長が必要に応じて招集する。

4 設置及び廃止の通知

市長は、警戒部を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第3 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとり、災害に備える。

1 体制をとる基準

災害発生のおそれがある気象情報等を入手し、総務部長が災害に備えて気象情報等の収集を実施

する必要があると認めた場合

2 体制を解消する基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害対策本部、又は警戒部が設置された場合

3 構成

総務部危機管理室の職員 5 名程度とする。

4 所掌業務

気象情報の収集・伝達を行う。

第 4 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備の基準は次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備内容	配備人員
事前配備	1 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表される等通信情報収集活動の必要があるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	通信情報活動を実施する体制	25名程度
警戒配備	1 災害発生のおそれがあるが、時間規模等の推測が困難なとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	暴風、大雨その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資、資機材の点検・整備等を実施する体制	50名程度
A号配備	1 小～中規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	140名程度
B号配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制	250名程度
C号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い市長が決定し指令を出すものとする。

3 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

ア 各対策部への連絡は、総務対策部総括班が庁内放送によって行う。

イ 庁内放送によらない場合は、総務対策部総括班が電話又はFAXによって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

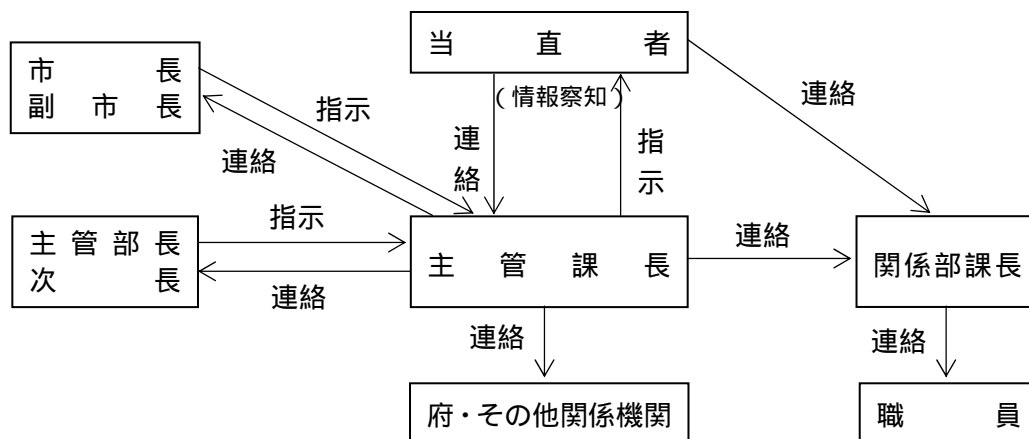
4 勤務時間外の動員方法

(1) 連絡体制

ア 職員は自らテレビ・ラジオ等によって災害情報を収集し、動員基準に定める災害の発生を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

イ 電話等の連絡による場合は、当直者が主管課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長に連絡する伝達系統によるものとする。

ウ 当直者は、災害発生情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。



(2) 非常招集の方法

ア 担当部課長による非常招集の方法は、電話、携帯電話等によることとする。

イ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。

5 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

(2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。

(3) 各対策部長は、各班毎ごとの参集状況を総務対策部人事班へ報告する。

(4) 総務対策部人事班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総務対策部総括班を通

じて、その状況を速やかに府に報告する。

資料3-1-1 非常招集報告書

6 連絡責任者

各課の連絡責任者は、所属課と柏原市災害対策本部との連絡にあたる。

7 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握（住民からの情報提供、緊急防災要員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

8 人員の確保

(1) 事前配備及び警戒配備の場合

各対策部長は、各対策部の災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、総務対策部人事班に対し、人員の多い配備区分の指令を要請する。

(2) A号配備及びB号配備の場合

各対策部長は、各対策部の警戒活動及び応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務対策部人事班へ報告する。また、状況に応じてB号以上の配備区分の指令を要請する。

(3) C号配備の場合

各対策部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務対策部人事班に要請する。この場合、総務対策部人事班は総務対策部総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

9 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務対策部人事班と協議のうえ、市民サービス部門等から平常業務を確保していく。

10 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出勤指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

11 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。但し、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第5 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、出勤指令時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

勤務時間内に勤務場所に不在の場合、直ちに勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

非常招集を受けた場合、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

第6 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総務対策部総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 浸水被害の状況
- (2) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況
- (3) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (4) 崖崩れ等の土砂災害の状況
- (5) その他必要な状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、府警察（柏原警察署）、柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第7 福利厚生

総務対策部人事班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 水防活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた水防活動を行う。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班・柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

第1 水防の責任者

1 水防管理者（市長）

水防管理者（市長）は、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び柏原市消防団、大和川右岸水防事務組合、その他の関係機関と緊密な連絡をとりながら、本市域における水防にあたる。

水防管理者（市長）は、市内の河川・水路の巡視を行い、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、大阪府水防本部、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所等の関係機関に通知する。

2 ため池管理者等

築留土地改良区及びため池の管理者は、洪水や堰堤の決壊等によって水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮のもとに監視通報その他必要な措置を講じる。

3 大和川右岸水防事務組合

大阪市長が管理者である大和川右岸水防事務組合は、水防警報が発表された場合、及びはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、又はその他気象状況によって水防上必要があると組合管理者が認めた場合は、直ちに水防本部を設置し、組合水防計画に定めるところに基づき水防活動を実施する。

（1）防ぎよ区域

名称	防ぎよ区間	堤防延長（m）
柏原水防区	国豊橋上流 200mの地点から、柏原市、藤井寺市境界に至る間	2,700

（2）水防分団員

名称	人員（人）					
	分団長	副分団長	部長	班長	班員	計
柏原水防区	1	1	6	12	115	135

（平成19年4月現在）

第2 情報の収集

1 雨量・水位等の観測通報

水防管理者（市長）、消防長、消防団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等の把握に努め、相互に通報する。

2 関係機関との連絡

水防管理者（市長）は、常に近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、府警察（柏原警察署）、大和川右岸水防事務組合、水利組合、その他関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

第3 予警報とその措置

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発表された場合、又は水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、その他水防上必要があると認める場合は、土木水防対策部土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備又は出動を連絡する。

1 指定河川洪水予報

（1）大和川洪水予報（再掲）

大和川の洪水に関して、大阪管区气象台と近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で、大和川洪水予報を発表する。

種類	発表の基準
大和川はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点（柏原）の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれのあるとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）を超える洪水となることが予想される時。
大和川はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点（柏原）の水位がはん濫危険水位（危険水位）程度もしくははん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき。
大和川はん濫危険情報	基準地点（柏原）の水位がはん濫危険水位に到達したとき。
大和川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき。

(2) 石川洪水予報、寝屋川流域洪水予報(恩智川、平野川)

石川、恩智川、平野川の洪水に関して、大阪管区气象台と大阪府が共同で洪水予報を行う。

種 類	発 表 の 基 準
はん濫注意情報(洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超える洪水となることが予想される場合
はん濫警戒情報(洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)程度もしくははん濫危険水位(危険水位)を超える洪水となることが予想される場合
はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

2 水防警報(再掲)

(1) 近畿地方整備局が発令する水防警報

近畿地方整備局が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警報を発するもので、近畿地方整備局大和川河川事務所長が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。近畿地方整備局による指定河川は、大和川、石川である。

(2) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、八尾土木事務所長は直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。知事による指定河川は、石川、恩智川、平野川である。

【水防警報の種類と段階】

段階	種類	内 容	発表時間
第 1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	
第 2	準備	水防資器材の整備点検、水門など開閉の準備、水防要員の招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量または水位より出す。	
第 3	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので主として上流の雨量または水位より出す。	
第 4	解除	水防活動の終了に関するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を下り水防の必要がないとき
適宜	水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位及び時刻など水防活動上必要とする水位状況を通知するもの。	最高水位及び上昇、下降を適宜通知

【水防警報発令の時期】

	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
河川名	大和川（柏原）	石川、恩智川、平野川
待 機	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約 4 時間前	
準 備	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約 3 時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき
出 動	はん濫注意水位（警戒水位）に達する約 2 時間前	はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、またはそのおそれがあるとき、あるいは、はん濫注意水位（警戒水位）を超えることが予想されるとき
解 除	水位が はん濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき	
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状態で、大雨（洪水）注意報が解除されたとき	

第4 出動準備及び出動

水防管理者（市長）は、洪水予報、水防警報等に基づき災害対策本部の配備体制に準じて職員の配置を行う。

1 出動準備

水防管理者（市長）は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想される場合、土木水防対策部土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備を連絡する。

2 出 動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表された場合、河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合、又は堤防の漏水、決壊等の危険がある場合は、土木水防対策部土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動を連絡する。

3 状況の通報

土木水防対策部土木水防班、消防長及び消防団長は、出動した者から現場の状況等の情報を収集し、逐次、水防管理者（市長）に通報する。

第5 監視及び警戒

1 非常監視及び警戒

消防長及び消防団長は、出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに水防管理者（市長）、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山崩れの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 全水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

2 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

第6 水防作業

1 施設の操作

土木水防対策部土木水防班は、築留土地改良区、青地井出口土地改良区等の水門、ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

2 水防工法

土木水防対策部土木水防班は、大和川右岸水防事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

3 決壊後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者（市長）、消防長及び消防団長は、直ちにこれを近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を防止する応急措置を講じる。

第7 市民に対する周知方法

水防管理者（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合、人心の動揺及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、市民及び水防団員、消防団員に周知徹底する。

1 広報の手段

- (1) 広報車の利用による広報
- (2) 携帯マイク等の利用による広報
- (3) 防災行政無線（同報系）による広報

第8 水防解除

水防管理者（市長）は、気象予警報や水防警報が解除されたとき等に水防解除を命じ、これを一般

に周知させるとともに、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に対してその旨を報告する。

第9 水防報告と水防記録

水防が終結したときは、消防長、水防団長、消防団長は遅滞なく次の事項をとりまとめ、市長並びに八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所へ報告する。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防機構に関する者の出動の時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収容又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者、住所、氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導者及び官公吏氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他消防長、水防団長、消防団長の所見
- 18 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じた時は、その場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第4節 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士ならびに府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班

第1 情報収集

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な借置を講じるため、土木水防対策部は情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

第2 警戒活動

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

1 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(1) 第1次警戒体制

ア 基準

予測雨量で、土砂災害発生基準雨量を超過時

イ 警戒活動

(ア) 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(2) 第2次警戒体制

ア 基準

土砂災害警戒情報が発表された時

イ 警戒活動

市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

2 山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

1を参考に警戒活動を開始する。

土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量および気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

(おおさか防災ネットの土砂災害の防災情報を参照することとなっている。)

土壌雨量指数

気象台が解析している土中に溜まった雨量の推定値。土壌雨量指数は水量であるが、土砂災害の危険度を簡潔にあらわすため、過去10年間の土壌雨量指数の相対順位(履歴順位)で示される。

第3 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、府およびNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携によって、斜面判定土による土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

第4 情報交換の徹底

市は、近畿地方整備局(大和川河川事務所)、府(八尾土木事務所)、大阪府警察(柏原警察署)、隣接行政機関(大阪府八尾市、奈良県王寺町、三郷町)、西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)等の関係機関と、気象観測情報等の交換に努める。

第5節 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備えるため、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとる。

《担当部・機関》

上下水道対策部下水道班・上下水道対策部給水班・関係機関

第1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1 上水道・下水道施設（市、府）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

2 電力供給施設（関西電力株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

3 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

4 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

- (1) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- (3) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- (4) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (5) 防災対策用資機材及び工事用車両の準備
- (6) 電気通信設備等に対する必要な防護措置の実施
- (7) その他安全上必要な措置の実施

第2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

- （1）定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限を実施する。
- （2）適切な車内放送、駅構内放送の実施
- （3）安全な場所への避難誘導等

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株）

- （1）定められた基準により、通行禁止・制限又は速度規制の実施
- （2）迂回、誘導等適切な措置の実施

第6節 応急避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難準備情報、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部調査班・土木水防対策部土木水防班・関係機関

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第1 避難準備の周知

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は指示を実施することが予想される場合は、当該地域の市民に対し、避難の準備を周知する。

1 実施者

- (1) 水防本部長またはその命を受けた水防要員もしくは水防管理者(市長)は、河川及びため池ではん濫注意水位(警戒水位)に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する。
- (2) 市長は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域ごとの基準に従い第2次警戒体制をとった場合は、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は

避難行動を開始する。

2 避難準備情報の周知の実施要領

避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法 災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者は避難を開始する。
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

第 2 避難の勧告又は指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告又は指示を行う。

1 勧告・指示者

避難の勧告又は指示を行う者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容（要件）	勧告・指示者	根拠法規
災害全般	市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告又は指示する。	市 長	災害対策基本法 第60条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法 第60条
	市長が避難の指示をできないと認められる場合又は市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	警察官	災害対策基本法 第61条
災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。	警察官	警察官職務執行法 第4条
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法 第94条
洪 水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事、その命を受けた府の職員又は水防管理者	水防法 第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条

2 避難の勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告又は指示を発令する。これらについては、自主防災組織、自治会等の協力を得て、伝達もれがないよう周知徹底をはかる。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(1) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	避難対象地域、勧告者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。

(2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、防災行政無線、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに総務対策部総括班に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

4 避難路の確保

土木水防対策部土木水防班は、府、府警察（柏原警察署）、道路管理者との連携のもと、市民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容（要件）	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	市長	災害対策基本法 第63条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法 第73条
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官 ()	災害対策基本法 第63条
	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は消防団員	消防法 第28条 第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法 第21条

()警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、府警察（柏原警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第4 避 難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、災害時要援護者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着用すること。

2 避難誘導

市長が避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）を行った場合は、市民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への市民の避難誘導

総務対策部調査班は、府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への市民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要援護高齢者、障害者等の安否確認と誘導に配慮する。なお、災害時要援護者支援プラン作成後は、これに即した対応とする。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。

(5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

5 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

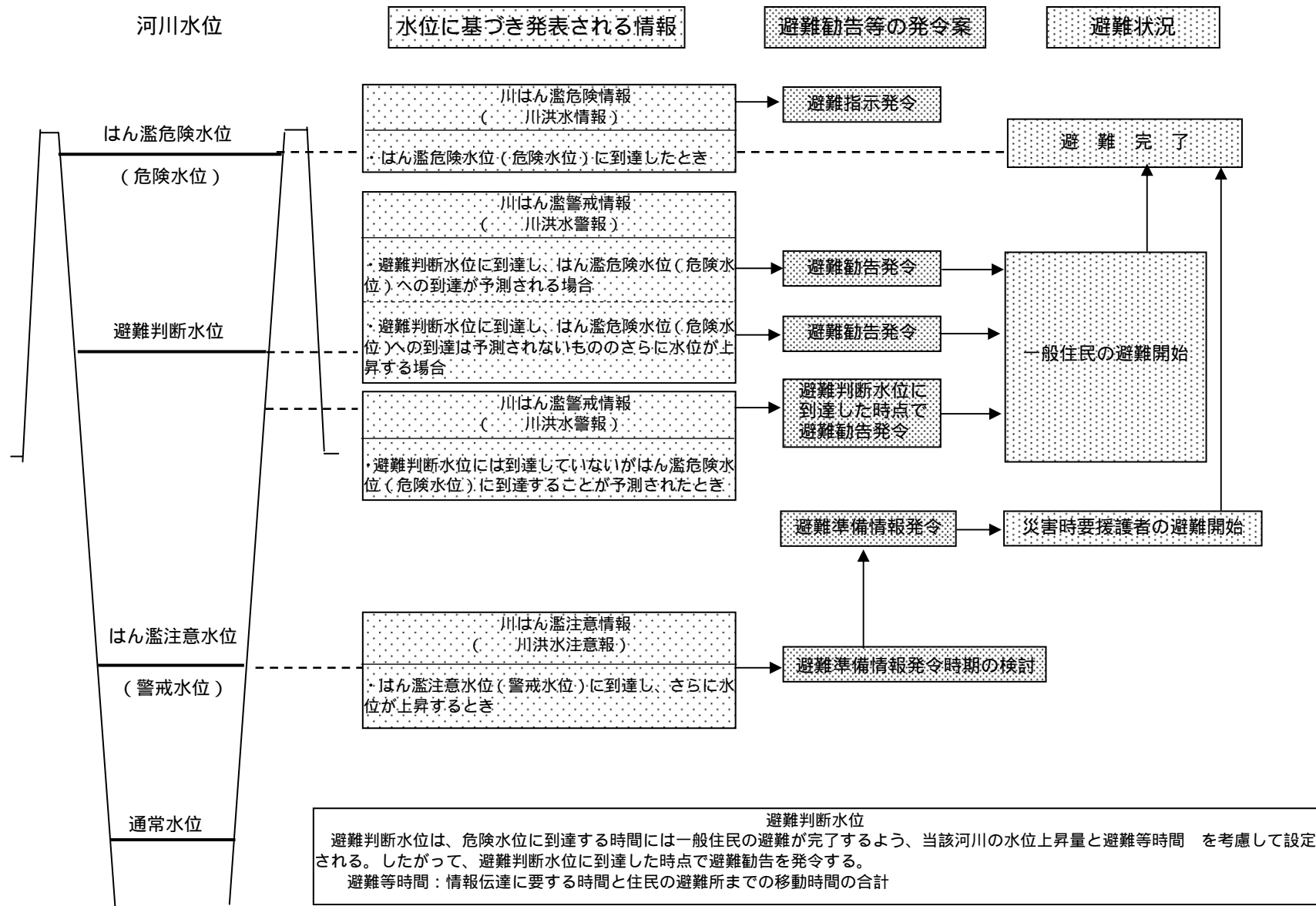
第 5 避難所の開設等

市長は、災害から市民の安全を確保するため避難準備情報、避難勧告・指示を行った場合又は避難を求める市民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難所を指定し、市民に周知する。

避難所を指定した場合、総務対策部調査班は、速やかに職員を派遣し避難所を開設する。ただし、急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設管理者に開設を要請する。

避難勧告等の発令基準
洪水予報河川（大和川）（石川、恩智川、平野川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報	<p style="text-align: center;">考え方</p> <p>はん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想される時間には災害時要援護者の避難が完了するようなタイミングで避難準備情報を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意情報（洪水注意報）が発表され、さらに、避難判断水位に到達すると予測されるとき。（次ページ図参照） ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意情報（洪水注意報） ・避難判断水位 はん濫注意水位（警戒水位）到達後すぐに発令するのは安全側過ぎるため、避難判断水位に到達するまでに発令する。 ・予想水位 はん濫注意情報（洪水注意報）の発表時に、河川管理者及び大阪管区気象台から予想水位が提供されるため、これを基に避難準備情報を出すタイミングを計る。 ・浸水想定区域図 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	<p style="text-align: center;">考え方</p> <p>はん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想される時間には一般住民の避難が完了するようなタイミングで避難勧告を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はん濫警戒情報（洪水警戒報）が発表され、避難判断水位に到達したとき。（次ページ図参照） ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 ・破堤につながるような漏水等の発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫警戒情報（洪水警戒報） ・避難判断水位 避難判断水位に到達したときに発令する。 避難判断水位到達より、はん濫警戒情報（洪水警戒報）が先に発表された場合、避難判断水位到達情報は出ないため、水位状況を監視する必要あり。 ・浸水想定区域図 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・はん濫危険水位（危険水位）に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する



洪水予報河川（石川、恩智川、平野川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫警戒情報（洪水警報）が発表され、はん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想される時間には災害時要援護者の避難が完了するようなタイミングで避難準備情報を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意水位（警戒水位）を基準にするのは安全側過ぎるため、はん濫危険水位（危険水位）を指標とする。 ・はん濫警戒情報（洪水警報） ・はん濫警戒情報（洪水警報）の発表時に、河川管理者及び大阪管区気象台から予想水位が提供されるため、これを基に避難準備情報を出すタイミングを計る。 ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫警戒情報（洪水警報）が発表され、はん濫危険水位（危険水位）に到達すると予想される時間には一般住民の避難が完了するようなタイミングで避難勧告を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 ・破堤につながるような漏水等の発見 	同上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・はん濫危険水位（危険水位）に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

水位周知河川（本市に該当なし）

	発令時期	判断材料
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に到達すると予測されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報はできない ・水上昇速度が速い ・はん濫注意水位（警戒水位）を基準にするのは安全側過ぎるため、避難判断水位（特別警戒水位）を指標とする。 ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき ・破堤につながるような漏水の発見・通報があった場合 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報 ・水上昇速度が速い ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・はん濫危険水位（危険水位）相当水位（定められている場合）に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水上昇速度が速い ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

その他の河川（水位情報が周知されない中小河川、水路等）

	発令時期	判断材料
避難準備情報	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合	・洪水予報はできない ・水上昇速度が速い ・発令区域は地形、過去の浸水実績等に基づき決定する。また、随時、河川管理者等と協議する。
避難勧告	・近隣で浸水が拡大	同上
避難指示	・近隣で浸水が床上に及んでいる場合	同上

土砂災害（崖崩れ、土石流）

	発令時期	判断材料
避難準備情報	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量の変化）の発見	・発令区域は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）等
避難勧告	・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害警戒情報を補足するための情報 ・発令区域は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）等
避難指示	・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	同上